

財務省告示第四百十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平  
 成十四年十一月二十日に発行する利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠 の法律及びそ の条項	発行方法	発行額	払込金額	種類金額	発行日	募集の価格	利率	初期利子	後第二期利子
利付国庫債券（二年）（第二百二 回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二條第一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額	七百五十億円	七百五十億円	円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十一月二十日	平成十五年五月二十日	年〇・一パーセント	平成十五年五月二十日	毎五年五月二十日及び十一月二十 日を支払期とし、各支払期にお いて規定する期日について同
$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$										

と、次に算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号、第十二号及び第十三号に  
 おいて規定する期日について同  
 じ。）。

十二 終期利子

いて、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成十六年十一月二十二日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{記録金額}}{100} \times \left( \frac{1}{2} + \frac{2}{365} \right)$$

十三 償還期限 平成十六年十一月二十二日

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支額 日本銀行の本店、支店、代理店、

十六 払場所 国債代理店及び国債元利金支払

十七 募集期間 取扱店並びに取扱郵便局

十八 払込期日 平成十四年十一月十四日から平成十四年十一月二十日